

国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------------------|---|------|---------|---|--------------------------------|---|--|------|------|-------|------|---------|---|--------------------------------|---|--|
| <p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>理事 4人</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長を置き、<u>理事(渉外担当)</u>をもって充てる。</p> <p>(審査会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 審査会に委員長を置き、<u>理事(渉外担当)</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表</p> | <p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>学長が指名する理事</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長を置き、<u>情報を担当する理事</u>をもって充てる。</p> <p>(審査会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 審査会に委員長を置き、<u>情報を担当する理事</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査会名</th> <th>委員構成</th> <th>委員の任期</th> <th>審議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報公開審査会</td> <td>1)<u>理事(渉外担当)</u> 2)次長のうちから<u>理事(渉外担当)</u>が指名する者 1人</td> <td>5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了</td> <td>(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数</td> </tr> </tbody> </table> | 審査会名 | 委員構成 | 委員の任期 | 審議事項 | 情報公開審査会 | 1) <u>理事(渉外担当)</u> 2)次長のうちから <u>理事(渉外担当)</u> が指名する者 1人 | 5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了 | (1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査会名</th> <th>委員構成</th> <th>委員の任期</th> <th>審議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報公開審査会</td> <td>1)<u>情報を担当する理事</u> 2)次長のうちから<u>情報を担当する理事</u>が指名する者 1人</td> <td>5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了</td> <td>(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数</td> </tr> </tbody> </table> | 審査会名 | 委員構成 | 委員の任期 | 審議事項 | 情報公開審査会 | 1) <u>情報を担当する理事</u> 2)次長のうちから <u>情報を担当する理事</u> が指名する者 1人 | 5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了 | (1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数 | |
| 審査会名 | 委員構成 | 委員の任期 | 審議事項 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報公開審査会 | 1) <u>理事(渉外担当)</u> 2)次長のうちから <u>理事(渉外担当)</u> が指名する者 1人 | 5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了 | (1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査会名 | 委員構成 | 委員の任期 | 審議事項 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報公開審査会 | 1) <u>情報を担当する理事</u> 2)次長のうちから <u>情報を担当する理事</u> が指名する者 1人 | 5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了 | (1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|--|-----------|---|---|--|--|
| | <p>3)総務課長 4)該当法人文書を保有する部局等の長 5)該当法人文書に係る事務を担当する課若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者</p> | <p>するまでとする。</p> | <p>料の減額又は免除に関すること。</p> | | <p>3)総務課長 4)該当法人文書を保有する部局等の長 5)該当法人文書に係る事務を担当する課若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者</p> | <p>するまでとする。</p> | <p>料の減額又は免除に関すること。</p> | |
| 個人情報保護審査会 | <p>1)理事(渉外担当) 2)次長のうちから理事(渉外担当)が指名する者 1人 3)総務課長 4)該当保有個人情報を保有する部局等の長 5)該当保有個人情報に係る事務を担当する課若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者</p> | <p>5)から7)までの委員の任期は、該当保有個人情報に係る審議が終了するまでとする。</p> | <p>(1)学長の諮問に基づく保有個人情報の開示・不開示、訂正及び利用停止に関すること。</p> | 個人情報保護審査会 | <p>1)情報を担当する理事 2)次長のうちから情報を担当する理事が指名する者 1人 3)総務課長 4)該当保有個人情報を保有する部局等の長 5)該当保有個人情報に係る事務を担当する課若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者</p> | <p>5)から7)までの委員の任期は、該当保有個人情報に係る審議が終了するまでとする。</p> | <p>(1)学長の諮問に基づく保有個人情報の開示・不開示、訂正及び利用停止に関すること。</p> | |

附 則（令和2年4月1日規程第13号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。